

愛媛県在籍型出向等支援協議会 設置要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出国企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、愛媛県在籍型出向等支援協議会（以下「地域協議会」という。）を設置・開催する。

2 構成員等

地域協議会の構成員は、別紙のとおりとする。

地域協議会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

3 協議事項

地域協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- (2) 地域における出向の送出国企業や受入企業の情報・開拓に関すること。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関すること。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

4 事務局

地域協議会の事務局は、愛媛労働局職業安定部に置く。

5 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

(別紙)

愛媛県在籍型出向等支援協議会

構成員

<経済団体>

愛媛県経営者協会 専務理事
愛媛県商工会議所連合会 課長
愛媛県商工会連合会 事務局長
愛媛県中小企業団体中央会 事務局長

<労働者団体>

日本労働組合総連合会愛媛県連合会 事務局長

<金融機関>

(株)伊予銀行法人コンサルティング部 課長
(株)愛媛銀行ソリューション営業部 経営サポート室 室長
愛媛信用金庫営業統括部 営業推進役

<支援機関>

(公財)産業雇用安定センター愛媛事務所 所長
愛媛県社会保険労務士会 会長

<関係行政機関>

経済産業省四国経済産業局地域経済部地域経済課 課長
国土交通省四国運輸局交通政策部交通企画課 課長
国土交通省四国地方整備局建政部計画・建設産業課 課長
国土交通省大阪航空局空港部管理課 課長
愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課 課長
厚生労働省愛媛労働局職業安定部 部長

(敬称略)